（法第三十一条第一項第七号の国土交通省令で定める事項）

第四十八条　（略）

（書類の閲覧）

第四十九条　法第三十二条に規定する特定転貸事業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、別記様式第十四号による業務状況調書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（以下この条において「業務状況調書等」という。）とする。

２～４　（略）

（国土交通大臣に対する申出の手続）

第五十条　（略）

（身分証明書の様式）

第五十一条　法第三十六条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第十五号によるものとする。

第四章　雑則

（権限の委任）

第五十二条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、賃貸住宅管理業者若しくは法第三条第一項の登録を受けようとする者又は特定転貸事業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、いずれも国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第四条第一項の規定により登録申請書を受理すること。

二　法第五条第一項の規定により登録し、及び同条第二項の規定により通知すること。

三　法第六条第一項の規定により登録を拒否し、及び同条第二項の規定により通知すること。

四　法第七条第一項の規定による届出を受理し、及び同条第二項の規定により登録すること。

五　法第八条の規定により一般の閲覧に供すること。

六　法第九条第一項の規定による届出を受理すること。

七　法第二十二条の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。

八　法第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消し、及び同条第三項の規定により通知すること。

九　法第二十三条第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じ、及び同条第三項の規定により通知すること。

十　法第二十四条の規定により登録を抹消すること。

十一　法第二十五条の規定により公告すること。

十二　法第二十六条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

十三～十八　（略）

２　前項第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる権限で賃貸住宅管理業者の従たる営業所又は事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

（法第三十一条第一項第七号の国土交通省令で定める事項）

第九条　（略）

（書類の閲覧）

第十条　法第三十二条に規定する特定転貸事業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、別記様式第一号による業務状況調書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（以下この条において「業務状況調書等」という。）とする。

２～４　（略）

（国土交通大臣に対する申出の手続）

第十一条　（略）

（身分証明書の様式）

第十二条　法第三十六条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

第三章　雑則

（権限の委任）

第十三条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、特定転貸事業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、いずれも国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

一～六　（略）

（新設）